

様式リスト

《様式1》

性能評価申請書

様式1の次ページ記入例に従い、様式に従ってワープロ等で浄書きしてください。
また、社印、代表者印を押印してください。

《様式2》

配管設備性能評価申請概要書

《様式3》

材質仕様一覧表

《様式4》

取り下げ届

平成 年 月 日

性能評価申請書

一般財団法人 日本建築センター
理事長 松野 仁 様

申請者

会社名 (印)
代表者名 (印)
所在地 〒
電話

下記について、建築基準法施行令第129条の2の5第二条第三号の規定による認定に係る性能評価を受けたいので、次のとおり申請します。申請にあたっては、一般財団法人 日本建築センター性能評価業務約款及び同性能評価業務規程を遵守します。また、この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

件名	性能評価を受けようとする構造方法又は建築材料の名称		
連絡先	会社名： 所在地：〒 部 課 名： 担当者名： 電話番号： FAX 番号： e-mail：	承諾印及び承諾日	※
性能評価手数料請求先 (会社名のみ記入)		手数料額 11-1112(非課税)	※
請求書送付先 (会社名のみ記入。ただし、請求書送付先が【連絡先】と違う場合は住所も記入のこと。)			

(注意)

- ① 申請者が法人である場合には、代表者の役職及び氏名も併せて記載して下さい。また社印、代表者印を押印して下さい。
- ② 請求書送付先には必ず担当者名をご記入下さい。
- ③ ※印のある欄は記入しないで下さい。

記入例

《様式1》

BF01-01-06

平成 年 月 日

性能評価申請書

一般財団法人 日本建築センター
理事長 松野 仁 様

申請者

役職名を正確に！

会社名 ●●●●株式会社^印

代表者名 代表取締役社長 ●● ●●^印

所在地 〒●●●●-●●●●
東京都●●区●●町●丁目●番地●号

電話 03-●●●●-●●●●

下記について、建築基準法施行令第129条の2の5第二条第三号の規定による認定に係る性能評価を受けたいので、次のとおり申請します。申請にあたっては、一般財団法人 日本建築センター性能評価業務約款及び同性能評価業務規程を遵守します。また、この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

件名	性能評価を受けようとする構造方法又は建築材料の名称 ●●●●方式 ●●●●型（飲料水の配管設備）		
連絡先	会社名： ●●●●株式会社 所在地： 〒●●●●-●●●● 東京都●●区●●町●丁目●番地●号 部 課 名： ●●部●●課 担当者名： <small>ふりがな</small> ●● <small>まるまる</small> ●● 電話番号： 03-●●●●-●●●● FAX 番号： 03-●●●●-●●●● e-mail： ●●●●@●●.co.jp	承諾印及び承諾日	※ ここには何も記載しない。
性能評価手数料請求先 (会社名のみ記入)	●●●●株式会社	手数料額 11-1112(非課税)	※ここには何も記載しない
請求書送付先 (会社名のみ記入。ただし、請求書送付先が【連絡先】と違う場合は住所も記入のこと。)	●●●●株式会社 <small>まるまる</small> ●● <small>まるまる</small> ●● (連絡先担当者)		

配管設備性能評価申請概要書

1. 性能評価を受けようとする構造方法又は建築材料の名称	様式1の性能評価申請書「件名（性能評価を受けようとする構造方法又は建築材料の名称）」と同一内容の記載としてください。 一般的には、申請する配管設備の名称となります。		
2. 申請者	会社名	「〇〇株式会社」まで記入し、(株)などの省略はしないで下さい。また「支店」「営業所」単位で申請む場合はそれを明確にして下さい。	
	代表者名	役職名(代表取締役社長などを正確に)、氏名を記入して下さい。	
	住所	都、道、府、県名から番地まで詳しく正確に記入して下さい。	
	連絡担当者所属等	申請みに関する種々の連絡をするのに適した部署、氏名として下さい。 (例)「氏名 ●●太郎、所属 ●●(株)●●事業部」	
	電話番号 FAX番号 e-mail	tel : fax : e-mail :	
3. 評価申請理由	建築基準法施行令第129条の2の5第二項第三号の規定に基づく認定に係る性能評価申請		
4. 申請区分	1) 新規 2) 変更 3) その他 () 説明] 該当するものを○で囲んでください。 ●1) 新規」とは新たな申請のすべてを示す。 ●2) 変更」とは既に評価を終えたものの設計変更等をいいます。 ●3) その他」とは1)、2)以外のものとしします。		
5. 評価済類似案件の有無	無 , 有 () 説明] ●評価済類似案件とは、既に評価を受けたものの中で、今回の申請と同一システムのもので す。 ●有・無を○で囲み、有の場合は、評価完了年月日、BCJ番号、件名をそれぞれ記入して 下さい。		
6. 設計	該当する 会社名 を記入して下さい。		
7. 製造	工場で製造するもののみ、該当する 会社名 を記入して下さい。		
8. 施工	該当する 会社名 を記入して下さい。		
9. 維持管理	維持管理頻度：日常点検－会社名で記入 →日常点検は必要な場合に記入 定期点検－会社名で記入 保守点検内容：装置の異常の有無を維持管理要領に基づき行う。		
備考欄			

10. 装置の概要

略図を用い、かつ装置の概略を説明してください。

取り下げ届

年 月 日

一般財団法人 日本建築センター
理事長 松野 仁 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称 印

1. 申請年月日 年 月 日

2. 当該申請に係る構造方法又は建築材料の名称

上記による申請については、下記の理由により申請を取り下げたく届け出ます。

(理由)

(注意)

- ① 申請者が法人である場合には、代表者の役職及び氏名も併せて記載してください。
- ② 氏名(法人の場合にあっては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できます。
- ③ 不要な文字は、抹消してください。

評 価 基 準（配管設備の試験方法と評価基準）

1)耐圧に関する基準

飲料水の配管設備（最終の止水機構の流出側に設置されている飲料水の配管設備を除く。以下同じ。）は、次に掲げる耐圧のための性能を有するものであること。

- ① 飲料水の配管設備（貯湯湯沸器及び貯湯湯沸器の下流側に設置されている飲料水の配管設備を除く。）は、日本工業規格で定める耐圧に関する試験方法（JIS S 3200-1）（以下「耐圧性能試験」という。）により1.75メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないことを、提出されたデータに基づき確認する。
- ② 貯湯湯沸器及び貯湯湯沸器の下流側に設置されている飲料水の配管設備（③に規定する部分を除く。）は、耐圧性能試験により0.3メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないことを、提出されたデータに基づき確認する。
- ③ ②の飲料水の配管設備のうち一缶二水路型貯湯湯沸器（1つの熱交換器を浴槽内の水等の加熱及び給湯に兼用する構造の貯湯湯沸器をいう。）は、その浴槽内の水等の加熱用の水路（熱交換器内のものに限る。）の部分について、接合箇所（溶接によるものを除く。）を有せず、耐圧性能試験により1.75メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないことを、提出されたデータに基づき確認する。
- ④ Oリング等を水圧で圧縮することにより水密性を確保する構造の飲料水の配管設備は、①～③に掲げる性能を有するとともに、耐圧性能試験により20キロパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないことを、提出されたデータに基づき確認する。

2)浸出に関する基準

飲料水の配管設備は、日本工業規格で定める浸出に関する試験方法（JIS S 3200-7）（以下「浸出性能試験」という。）により供試品（浸出性能試験に供される器具、その部品、又はその材料（金属以外のものに限る。）をいう。）について浸出させたとき、その浸出液は、次の表中の左欄に掲げる事項につき、水栓その他給水装置の末端に設置されている飲料水の配管設備にあっては同表の中欄に掲げる基準に適合し、それ以外の飲料水の配管設備にあっては同表の右欄に掲げる基準に適合することについて、提出されたデータに基づき確認する。

事 項	水栓その他飲料水の配管設備の末端に設置されている飲料水の配管設備の浸出液に係る基準	飲料水の配管設備の末端以外に設置されている飲料水の配管設備の浸出液に係る基準
カドミウム	0.001mg/L以下であること	0.01mg/L以下であること
水銀	0.00005mg/L以下であること	0.0005mg/L以下であること
セレン	0.001mg/L以下であること	0.01mg/L以下であること
鉛	0.005mg/L以下であること	0.05mg/L以下であること
ヒ素	0.001mg/L以下であること	0.01mg/L以下であること
六価クロム	0.005mg/m以下であること	0.05mg/L以下であること
シアン	0.00mg/L以下であること	0.01mg/L以下であること
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.0mg/L以下であること	10mg/L以下であること
フッ素	0.08mg/L以下であること	0.8mg/L以下であること
四塩化炭素	0.0002mg/L以下であること	0.002mg/L以下であること
一、ニージクロロエタン	0.0004mg/L以下であること	0.004mg/L以下であること
一、一、ニージクロロエチレン	0.002mg/L以下であること	0.02mg/L以下であること
ジクロロメタン	0.002mg/L以下であること	0.02mg/L以下であること

シスー、ニージクロロエチレン	0.004mg/L以下であること	0.04mg/L以下であること
テトラクロロエチレン	0.001mg/L以下であること	0.01mg/L以下であること
一、一、ニートリクロロエタン	0.0006mg/L以下であること	0.006mg/L以下であること
トリクロロエチレン	0.003mg/L以下であること	0.03mg/L以下であること
ベンゼン	0.001mg/L以下であること	0.01mg/L以下であること
亜鉛	0.1mg/L以下であること	1.0mg/L以下であること
鉄	0.03mg/L以下であること	0.3mg/L以下であること
銅	0.1mg/L以下であること	1.0mg/L以下であること
ナトリウム	20mg/L以下であること	200mg/L以下であること
マンガン	0.005mg/L以下であること	0.05mg/L以下であること
塩素イオン	20mg/L以下であること	200mg/L以下であること
蒸発残留物	50mg/L以下であること	500mg/L以下であること
陰イオン界面活性剤	0.02mg/L以下であること	0.2mg/L以下であること
一、一、一トリクロロエタン	0.03mg/L以下であること	0.3mg/L以下であること
フェノール類	フェノールとして0.005mg/L以下であること	フェノールとして0.005mg/L以下であること
有機物等過マンガン酸カリウム消費量)	1.0mg/L以下であること	10mg/L以下であること
味	異常でないこと	異常でないこと
臭気	異常でないこと	異常でないこと
色度	0.5度以下であること	5度以下であること
濁度	0.2度以下であること	2度以下であること
エピクロロヒドリン	0.01mg/L以下であること	0.01mg/L以下であること
アミン類	トリエチレンテトラミンとして0.01mg/L以下であること	トリエチレンテトラミンとして0.01mg/L以下であること
二、四ートルエンジアミン	0.002mg/L以下であること	0.002mg/L以下であること
二、六ートルルエンジアミン	0.001mg/L以下であること	0.001mg/L以下であること
ホルムアルデヒド	0.05mg/L以下であること	0.05mg/L以下であること
酢酸ビニル	0.01mg/L以下であること	0.01mg/L以下であること
スチレン	0.002mg/L以下であること	0.002mg/L以下であること
一、ニーブタジエン	0.001mg/L以下であること	0.001mg/L以下であること
一、三ーブタジエン	0.00mg/L以下であること	0.001mg/L以下であること

備考1 主要部品の材料として銅合金を使用している水栓その他飲料水の配管設備の末端に設置されている飲料水の配管設備の浸出液に係る基準にあっては、この表鉛の項中「0.005mg/Lとあるのは「0.047mg/L」と、亜鉛の項中「0.1mg/Lとあるのは「0.97mg/L」と、銅の項中「0.1mg/L」とあるのは0.98mg/Lとする。

3)その他の基準

配管内部において著しく飲料水が停滞するような箇所については、維持管理要領書に定められた管理頻度で内部を洗浄すること等により、雑菌が発生しないことを実験又は既存のデータにより確認する。